

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

76

学校名	福岡県立福島学校
課程又は教育部門	定時制課程

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

福岡県立福島高等高校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次の定義をもつ、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

この定義を踏まえた上で、本校は次の基本理念を掲げる。

いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめ問題への対応体制を確立する。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護するとともに、迅速に誠意ある対応をする。
- (4) 学校、家庭・地域住民・家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服する。
- (5) 取組の実施状況を学校自己評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図る。また、アンケート等による早期発見や対処を行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの生徒にも起こりうるという基本的認識を踏まえて、全ての生徒を対象にいじめに向かわないと未然防止に全職員で取り組んでいく。この取り組みを通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行い、加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っていく。

本校においては生徒理解に向けた研修及び外部講師による専門的な研修を実施し、職員の教育力向上に向けた取組を実施すると共に、発達障がいや性同一性障がい等に係る生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解を促すこと目的とし、研修を適宜行うものとする。

(1) いじめについての共通理解

- ・「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。」と言う雰囲気の醸成を進め、また十分理解させるよう根気強く指導を徹底する。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

- ・学級活動や生徒会活動などにおいて、生徒が自らいじめの問題について話し合う活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ・相談箱を置くなどして、生徒同士で悩みを聞き合うなどの活動を推進する。
- ・学校以外の相談窓口への連絡先を生徒・保護者に周知する。

(3) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ・運動・スポーツや読書、誰かに相談するなどでストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・自己有用感、自己肯定感を育む道徳教育、人権教育、生活体験・体験活動を充実させる。
- ・道徳教育においては、生徒がいじめを自分のこととして捉え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような具体的な実践例を取り上げる。

(4) 授業改善

- ・授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点から、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業作りを基本とする。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事・特別活動に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。

(5) 部活動に取組む望ましい態度の育成

- ・いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

(6) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保

- ・教職員の目が行き届き、生徒一人ひとりに対してきめ細かく対応できる環境を整備する。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員、警察官経験者など、外部専門家等の活用を推進する。
- (7) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上
- ・年間複数回、教職員研修を実施し、全教職員の共通理解を図る。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。
 - ・体罰については暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図る。
 - ・発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- (8) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
- ・保護者などにいじめの問題や問題への取組について理解を促したり、いじめ発生時の学校の対応を予め示したりする啓発活動、保護者研修会の開催など広報を充実させる。
 - ・策定した「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する等の措置を講ずるとともに、その内容を入学時・各学年の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (9) 学校として特に配慮が必要な生徒への対応
- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、『いじめの防止等のための基本的な方針』（文部科学省）に基づき、当該生徒への正しい理解の促進を図り、日常的に当該生徒の特性を踏まえた必要な支援や心のケアを適切に行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。その際適宜研修を行い、教職員の正しい理解を深める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは大人が気付きにくい形で行われる。けんかやふざけ合いなどの些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早期発見に努める。

- ・早い段階から複数の教職員で組織的かつ的確に関わる。
- ・隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。
- ・アンテナを高く保つ。
- ・見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・小さな変化や危険信号（サイン）を見逃さないように敏感に察知する。
- ・情報交換、情報共有を行う。
- ・保護者からの情報を聞く機会を充実させる。
- ・特に、生徒または保護者からの直接の相談は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いため、必ず何らかの調査をいじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われていることを認識しなければならない。そのような些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で組織的かつ的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、次のように取組を行う。
- ・生徒がいじめの実態を訴えやすい雰囲気をつくる。

- 定期的なアンケート調査を行う。
(いじめアンケート、学校生活アンケート、保護者用いじめチェックシートの活用)
- いじめに関する情報を学校教職員全体で共有できるよう定期的に会議を設ける。
- 取組体制、実態把握の体制を広く周知し、定期的に取組体制の点検・評価を行う。
- 「チェックリスト<ダイジェスト版>～教師の視点から～」を活用し職員意識を醸成する。
- 地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- 保健室や相談室、電話相談窓口利用等を周知し、個別相談・教育相談を充実させる。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、必ずいじめの情報を学内で情報の共有を行い、速やかにいじめ防止検討委員会を中心として組織的に認知し、被害性に着目した判断を行う。被害生徒に寄り添いながらも、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、表出できない生徒やインターネット・SNS等を利用したいじめに対しても日頃より情報を収集しながら、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 速やかにその行為を止める。
- いじめ防止検討委員会を中心に、「組織」で直ちに情報を共有し、正確に把握する。
- 疑いがある事案を把握した段階で、管理職から第一報を教育委員会へ報告する。
- 聴き取りなどを通していじめの事実の有無を確認し、全体像を把握する。
- 事実確認の結果は、教育委員会へ報告し、被害・加害生徒の保護者へ連絡する。
- 必要であれば、関係機関との連携を図る。
- 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。
- 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前にオリエンテーションを実施し本対応について周知する。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒の安全を確保し、見守る体制を整備する。（登下校、休み時間・給食、放課後等）
- 速やかに周囲の生徒からの情報も収集し、実態を正確に把握する。
- 家庭訪問等により話し合いの機会を持ち、その日のうちに迅速に保護者に事実関係と学校の指導方針を伝え、継続的に連携を図ることを確認する。
- 必要に応じて外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- いじめが解消されている状態（（7）に明記）に至ったと判断しても、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う（人間関係等）。
- いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 迅速に保護者に事実を正確に連絡する。
- ことの重大さを認識させ自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

- ・毅然とした態度で対応する。（いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。教育上必要があるときは、適切に懲戒を加えることも考えられる。）

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・自分の問題としてとらえさせ、いじめの定義や内容等について理解させる。
- ・いじめの解決とは謝罪で終わるものではない。被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、人間関係の修復・改善にむけて、継続して取組む。
- ・集団によるいじめも視野に入れ、集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して、指導に当たる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

（6）ネット上のいじめへの対応

- ・直ちに書き込みや画像を削除し、プロバイダーに対しても速やかに削除依頼をする。
- ・必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を得る。
- ・必要に応じ警察に通報し、援助を求めるなど、専門的な機関と連携して対応する。
- ・情報モラル等について指導する。フィルタリングなど家庭と連携し危険から身を守るためのルール作りを推進する。
- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制作りを推進する。

（7）いじめの解消

本校では、いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされているものとし、学校いじめ防止検討委員会での会議により校長が判断する。

1 いじめの係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続しており、その方法として教職員は被害者・加害者の経過観察を行う。

2 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

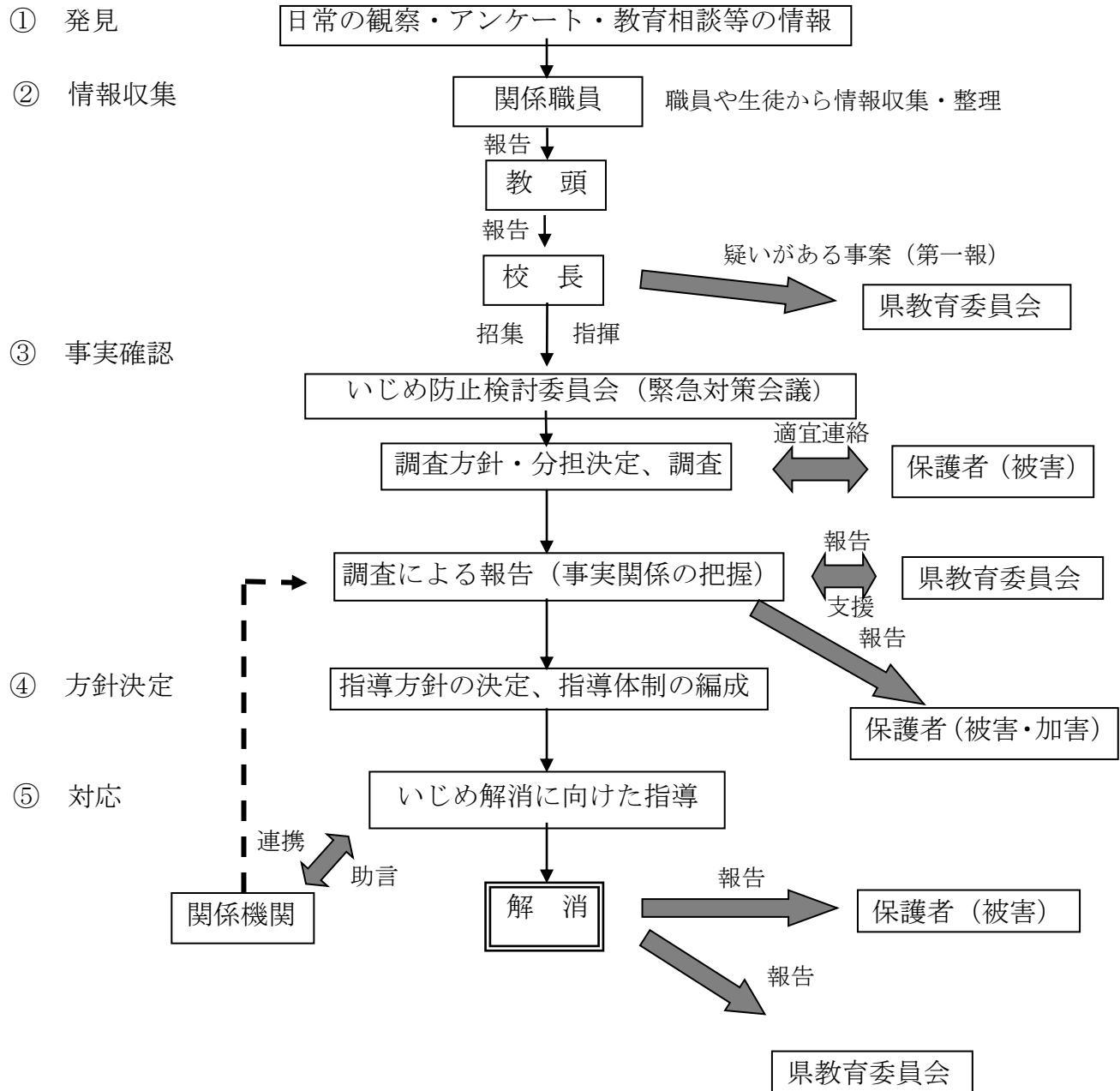
学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（高校教育課：092-643-3905）を通じて、県知事へ事態発生について被害生徒の性別・学年・氏名、欠席期間や生徒の状況、生徒・保護者からの重大事態である旨の訴えの内容などを報告する。

（2）調査結果の提供及び報告

学校は、重大事態が発生したときに備えて、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめの防止等の対策のための組織を母体として、下記のような組織を平時より設置する。

- ・専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
- ・調査は事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、事実に向きあうことでの当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ・被害生徒や保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。
- ・調査結果に防止対策・保護者所見等も含めた報告書等を作成し、教育委員会を通して県知事に報告・説明する。

※ 行動計画



※ 関係機関連絡先一覧

関係諸期間	関 係 課 等	電 話 番 号
県教育委員会	高校教育課	0 9 2 - 6 4 3 - 3 9 0 5
	南筑後教育事務所	0 9 4 2 - 5 3 - 6 5 5 1
総合病院	公立八女総合病院	0 9 4 3 - 2 3 - 4 1 3 1
八女警察署		0 9 4 3 - 2 2 - 5 1 1 0
八女消防署		0 9 4 3 - 2 4 - 0 1 1 9
久留米児童相談所		0 9 4 2 - 3 2 - 4 4 5 8
南筑後保健福祉環境事務所		0 9 4 3 - 2 2 - 6 9 7 1
南筑後保健福祉環境事務所（柳川本庁舎）		0 9 4 4 - 7 2 - 2 1 1 1

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止検討委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての機能
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う役割
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議を開きいじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など、組織的に実施する役割
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携を図る役割

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・当該重大事項に係る事実関係を明確にするための調査である。
- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ誰から行われたかどのような様態いじめを生んだ背景事情児童生徒の人間関係学校、教職員がどのように対応したかなどを可能な限り網羅し、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校自己評価の評価項目に位置付け、その取組状況や目標の達成状況を適切に評価し、その後の学校におけるいじめ防止への取組の改善を図る。また、その取組・評価について、学校関係者評価委員並び学校評議委員へ取組の説明や評価の経緯等を説明し、外部からの助言等を真摯に受け止め、改善に努める。学校自己評価についてはホームページで公開する。